

奥多摩町新型コロナウイルス感染者発生時公表方針について

奥多摩町新型コロナウイルス感染症対策本部
令和2年5月7日決定・9月24日一部変更

奥多摩町内において、新型コロナウイルスの感染者の発生が判明した場合におけるその公表の方法等については、次のとおりとする。

1. 感染者数の公表について

東京都は、都内感染者数が増加していること等を受けて、都民に対してより一層の注意喚起を図るため、市区町村別感染者数の公表を始めている。

これを受けて奥多摩町は、東京都が公表した町内の「感染者数」について、公表するものとする。

2. 町職員や町施設で感染者が発生した場合の公表について

(1) 目的

町が発生状況等の情報を公表することにより、町内における感染拡大を防止し、町民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

(2) 公表の対象

- ア 町職員が感染した場合
- イ 町施設で感染が発生した場合

(3) 公表の内容

次に掲げるもののうち、必要な情報を公表するものとする。

- ア 感染者の年代、性別、居住地（町内・町外）など
- イ 感染者の症状・経過など
- ウ 感染者の渡航歴及び行動歴など
- エ 濃厚接触者の有無・状況など
- オ 公衆衛生上の対策その他の必要な事項

(4) 公表の方法

判明した内容を町議会議長に報告するとともに、次の方法により公表するものとする。

- ア 記者会見
- イ プレスリリース
- ウ 町ホームページ及びツイッター
- エ その他の必要と認める方法

3. 町職員又は町施設以外で感染が判明した場合

町職員又は町施設以外で感染が判明した場合は、特に感染の拡大のおそれ及び公衆衛生上の必要があると認めるときは、町は、保健所と協議の上、感染者、事業者及び関係者等の同意が得られなくても、感染に関する情報を公表することができる。

4. 公表における留意事項

(1) プライバシーの保護

感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、感染者及び関係者の同意を得たうえで、公表することとする。なお、町として感染者を把握できない場合は、都公表内容に基づき公表することとする。

(2) 感染拡大リスク等の考慮

濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に考慮し、公表の内容については、個別に検討し判断するものとする。

5. その他

本方針については、今後の感染者発生の変向などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。